

○玉城町家具転倒防止事業実施要綱

平成28年7月1日

告示第78号

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者及び障害者等（以下「高齢者等」という。）の住宅内の家具を転倒防止器具等で固定することにより、地震発生時における家具の転倒若しくは散乱による高齢者等の被害を防止し、若しくは軽減し、又は避難路を確保するために行う家具転倒防止事業（以下「事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家具 たんす、本棚、食器棚、冷蔵庫、テレビ等で、重量があり、地震発生時に転倒した場合、生命の危険又は身体への傷害を及ぼすおそれがあるものをいう。
- (2) 転倒防止器具等 家具の転倒を防止するために有効な金具、器具等（以下「器具等」という。）をいう。

(対象世帯)

第3条 この事業は、町内に住所を有する者（単身の世帯の世帯主が有料老人ホーム、介護老人福祉施設その他これらに類する施設に住所を有する場合を除く。）であって、次の各号のいずれかに該当する者を含む世帯を対象とする。

- (1) 満65歳以上の者（利用しようとする年度内に満65歳に達する者を含む。）
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (4) 三重県療育手帳制度実施要綱（昭和63年障第117号）に基づく療育手帳の交付を受けている者

- (5) 介護保険法（平成9年法律第123号）による要介護者又は要支援者
- (6) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童のみを養育する母子及びそれに準じる者

（利用回数等）

第4条 この事業を利用することができる回数は、1世帯当たり1回限りとし、家具3品を限度とする。

（作業の委託）

第5条 町長は、家具の固定に係る事前調査及び器具等の取付作業を、事業者（以下「受託者」という。）に予算の範囲内で委託する。

（申請）

第6条 この事業を利用しようとする者又はその代理人（次条において「申請者」という。）は、玉城町家具転倒防止事業実施申請書（様式第1号）により町長に申請するものとする。

（決定）

第7条 町長は、前条の規定により提出された申請書を審査し、事業実施の有無を決定し、申請者に対して玉城町家具転倒防止事業決定（却下）通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（事前調査）

第8条 町長は、前条の規定に基づく実施の決定をしたときは、受託者に、器具等取付予定家屋において器具等の取付けの可否について調査を行わせる。

2 受託者は、申請者と協議の上、固定するために器具等の取付けを行う家具、取り付ける器具、取付方法等を決定し、玉城町家具転倒防止事業事前調査報告書（様式第3号）により町長に報告するものとする。

3 賃貸住宅に居住する申請者は、前項の規定により決定した内容について、家主又は住宅管理者等の承諾を得た上で、玉城町家具転倒防止事業承諾書（様式第4号）を町長に提出するものとする。

（承認）

第9条 町長は、調査の結果、器具等の取付けを実施する場合は、玉城町家具転倒防止事業実施通知書（様式第5号。以下「実施通知書」という。）により申請者に通知する。

2 町長は、調査の結果、器具等の取付けが実施できない場合は、玉城町家具転倒防止事業不実施通知書（様式第6号）により申請者に通知する。

（承認の取消し）

第10条 町長は、申請者が次のいずれかに該当すると認めるときは、承認の取り消しをすることができる。

- (1) 虚偽又は不正の手段により決定を受けたことが判明したとき。
- (2) その他不相当と認める事由が生じたとき。

（辞退）

第11条 第9条第1項の規定により承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、実施通知書を受領した後に器具等の取付けを取りやめる場合は、玉城町家具転倒防止事業辞退届（様式第7号。以下「辞退届」という。）により町長に届け出なければならない。

（費用の負担等）

第12条 家具の固定に係る事前調査、器具等購入費用及び取付作業に係る費用については、利用者に負担を求めないものとする。

- 2 前項の規定により町が準備する器具等は、別表のとおりとする。
- 3 利用者は、事業により取り付けた器具等を転居等により取り外すときは、その費用は自己負担とし、取り外した器具等は利用者に帰属するものとする。
- 4 取り付け後の器具等の維持管理は、利用者において行うものとする。

（遵守事項）

第13条 利用者は、事業の利用に当たり次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 事前に家具を所定の場所に配置しておくこと。
- (2) 固定後の家具の移動や器具等の取外しは、利用者の責任により行うこと。

（目的外の使用、譲渡等の禁止）

第14条 利用者は、器具等をこの要綱の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

（器具等の返還）

第15条 町長は、偽りその他不正の手段により事業の承認を受けたとき、又

は前条の規定に違反したときは、当該事業の実施に要した費用の全部若しくは一部及び当該器具等を返還させることができる。

(作業の確認)

第16条 利用者は、器具等の取付作業に立ち会い、取付状態等を確認し、玉城町家具転倒防止事業完了報告書(様式第8号)の確認欄に署名をしなければならない。

(完了報告)

第17条 受託者は、器具等の取付作業が完了したときは、玉城町家具転倒防止事業完了報告書(様式第8号)により町長に報告しなければならない。

(免責)

第18条 器具等の取付けに際して家屋及び家具に発生した傷等については、町及び受託者は、その損害賠償の責めを負わないものとする。

2 この事業により固定された家具が災害時等に転倒したことにより被害又は損害が生じても、町及び受託者は、その損害賠償の責めを負わないものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則(平成29年告示第120号)

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則(令和元年告示第61号)

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

別表（第12条関係）

器具名
L型金具
ポール式転倒防止器具
チェーン式転倒防止器具
固定ベルト式転倒防止器具